

#### 第406回 五島海区漁業調整委員会

日時：令和6年5月16日（木）9時45分開始11時00分終了

場所：五島振興局4階A会議室 長崎県五島市福江町7番1号

※新上五島町新魚目支所2階視聴覚室 長崎県南松浦郡新上  
五島町榎津郷491番（リモート会場）

役割分担	進行内容など
事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、第406回五島海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>本日は、欠席させていただいておりましたが、事務局長が令和6年4月1日付けで交代しておりますので、紹介いたします。</p> <p>坪内事務局長の後任の田島事務局長でございます。それでは、一言ご挨拶をお願いします。</p>
田島事務局長	（挨拶）
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回委員会では、太田委員、吉村委員、高山委員、有川町漁業協同組合委員、松尾委員はテレビ会議システムによりご出席されておりますが、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあることを確認しております。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。</p>
熊川会長	（挨拶）
事務局	ありがとうございました。
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	<p>本日は大久保委員が欠席されていますが10名中9名の委員が出席されています。</p> <p>出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。</p>

熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「吉村委員」と「田端委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「吉村委員」と「田端委員」にお願いします。 なお、本日は公聴会を9時55分から10時05分までの10分間開催いたします。 ご協力のほどよろしくお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 五島海区漁場計画の変更（案）について（諮問） 第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） その他 ①令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について ②養殖くろまぐろの活込尾数の確認について となっております。
熊川会長	それでは、 第1号議案 五島海区漁場計画の変更（案）について（諮問） を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 （第1号議案の諮問文 朗読） （資料説明）
事務局	9時55分になりました。公聴会の開始時間です。
熊川会長	公聴会の時間となりましたので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催したいと思います。ご異議ございませんか。

各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、ここで委員会を一旦休会し、公聴会を開催します。
熊川会長	〈公聴会〉 事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。
事務局	現在のところ、利害関係人からの発言申し込みはございません。
熊川会長	利害関係人からの発言申し込みはないとのことですので、公聴会は発言の申し込みがあり次第再開するということで、公聴会を一旦休会し、委員会を再開したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、公聴会を一旦休会し、委員会を再開することといたします。
熊川会長	〈公聴会休会〉 事務局から第1号議案の説明の続きをお願いします。
事務局	(資料説明)
事務局	ただいま10時04分です。間もなく公聴会の終了時間です
熊川会長	〈公聴会〉 それでは、公聴会を再開いたします。 事務局に利害関係人からの発言申し込みはありますか。
事務局	利害関係人からの発言申し込みはございません。
事務局	10時05分になりました。公聴会の終了時間です。
熊川会長	それでは、公聴会を終了し、委員会を再開します。
熊川会長	〈公聴会終了〉 事務局は説明の続きをお願いします。

事務局	(資料説明) 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
熊川会長	第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
吉村委員	五区1502号および1503号の変更について、自分が若松町中央漁業協同組合の理事会にて聞いた際、なぜ一斉切り替えの時期ではなく、このタイミングで変更するのか質問したところ、漁業協同組合からは「この変更は長崎県からの指示に基づいて行っている」という回答がありました。 区画漁業権の変更について県が主導して行うという事はあり得るのでしょうか。
事務局	1502号、1503号の変更については、各漁業権を持つ若松町中央漁業協同組合、神部漁業協同組合の両漁業協同組合から県に「変更したい」という旨の話があり、期中免許で変更するという方向で話を進めています。
吉村委員	分かりました。 若松町中央漁業協同組合の説明では県の主導という話だったので、それはおかしいのではないかと思います質問させていただきました。 今の説明の流れなら問題ないと思います。
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第1号議案 五島海区漁場計画の変更(案)について(諮問)につきまして、原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第1号議案 五島海区漁場計画の変更(案)について(諮問)につきまして、原案どおりの計画案とすることで差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長	<p>続いて、 第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>お手元の資料16ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 （諮問文朗読） （資料説明）</p>
事務局	<p>なお、漁業調整委員会が漁業権に付加された条件の変更の諮問に対して意見を述べるときは、漁業法89条により、当該漁業者からあらかじめ公開により意見を聴かなければならないと定められています。 そのことから、資料20ページと22ページの左側までのとおり、当案件の当該漁業者である上五島町漁業協同組合および神部漁業協同組合に対しまして、あらかじめ本委員会に出頭し、意見を述べるができる旨を文書をもって通知しておりました。 これに対し、両漁業協同組合からは、行政手続法に基づき、資料24ページの左のとおり、「条件の変更内容について異議はありません」「本件の陳述にあたっては、証拠書類及び証拠物はありません」「本件変更に係る意見の聴取は不要です」と記載された陳述書が委員会に対して提出されております。</p>
事務局	<p>こうした意見も踏まえ、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
熊川会長	<p>ただいまの第2号議案の説明に、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
熊川会長	<p>今回の変更は福島ALPS処理水放出に対する中国の禁輸措置に係る特例措置との話でしたが、もし中国が今後輸入を再開した場合、今回変更した内容はもとに戻したりするのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の条件変更について、輸出再開後も条件を元に戻す想定はしていない状況です。 しかし今回の条件変更では、1年あたりの天然種苗の活け込み尾数については増加させていないので、漁場に活け込み尾数が純増するものではない</p>

	<p>く、生簀を増やすことで滞留した魚を長く漁場に残せるようにしたものです。</p> <p>いつこの状態が解消されるかの見込みもない状況ですが、次回切替時にも養殖の実態を再度精査し、適切な条件となるよう指導していきたいと考えています。</p>
熊川会長	<p>他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決に入ります。</p>
熊川会長	<p>第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） につきまして、諮問原案のとおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
熊川会長	<p>ご異議もないようですので、</p> <p>第2号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） につきまして、諮問原案のとおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。</p> <p>以上で、第2号議案を終了します。</p>
熊川会長	<p>続きまして、その他の件、</p> <p>① 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>お手元の資料の26ページをご覧ください。</p> <p>（資料説明）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
熊川会長	<p>ただいま、その他の件①について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
各委員	<p>（意見、質問等なし）</p>
熊川会長	<p>続きまして、その他の件、</p> <p>② 養殖くろまぐろの活込尾数の確認について 事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
熊川会長	<p>ただいま、その他②について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。</p>
草野委員	<p>報告書だけの確認ではいけないと思います。</p> <p>養殖業者は活入尾数を確認しているはずですので、その場に立ち会う等実際に現場で確認する方法はあると思います。</p> <p>報告書だけでの確認では不正がまかり通ってしまうのではないのでしょうか。</p>
吉村委員	<p>私も同意見です。</p> <p>現地確認をしなければ、出荷尾数と活込尾数の差を把握できないと思います。</p> <p>養殖業者は養殖魚の死亡尾数も把握しているはずですので、現地確認は可能なはずです。</p>
草野委員	<p>書類検査だけで現地検査はしないということなら、その書類での報告内容もいい加減になってしまう恐れがあると思います。</p> <p>毎年確認してほしいというわけではなく、たまに抜き打ちで行うだけでも効果はあると思います。</p>
事務局	<p>報告書に関してですが、これに虚偽の記載をした場合は6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が課せられるというように、法的拘束力のあるものとなっています。</p> <p>しかし、抜き打ちでの現地確認の必要性についても理解できる内容ですので、今回の意見については、一度本庁とも共有し検討させていただきたいと思います。</p> <p>実際に現地確認を行うとなった場合には、漁業協同組合にも協力を依頼することになると考えられますので、その際はまたよろしくをお願いします。</p>
熊川会長	<p>他に何かご意見、ご質問等ございませんか。</p>
各委員	<p>(意見、質問等なし)</p>
熊川会長	<p>これで、本委員会ですべての議題は終了しました。</p> <p>委員の方から、何かございましたらご発言をお願いします。</p>

各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。
事務局	事務連絡でございます。次回の開催予定は6月10日です。 主な議案は、資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について等を予定しています。
熊川会長	このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。